

エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律案要綱

第一 目的

本法の目的を、内外におけるエネルギーをめぐる経済的社会的環境の変化に伴い、エネルギー環境適合製品を開発し、及び製造する事業の重要性が増大していることにかんがみ、これらの事業の実施に必要な資金の調達円滑化に関する措置及びエネルギー環境適合製品の需要の開拓を図るための措置を講ずることにより、当該事業の促進を図り、もって我が国産業の振興を通じて国民経済の健全な発展に寄与することとすること。

(第一条関係)

第二 定義

- 一 この法律における「非化石エネルギー源」及び「化石燃料」の定義をすること。
- 二 この法律における「エネルギー環境適合製品」の定義を、次に掲げるものとすること。
 - 1 非化石エネルギー源から電気若しくは熱を得るため、又は燃料を製造するために用いられる機器、装置又は設備であつて、電気若しくは熱を得ること又は燃料を製造することを効率的に行うことができるものとして主務大臣が定めるもの

- 2 機械類であつて、エネルギーの消費量との対比におけるその性能の向上の程度が高いと認められるものとして主務大臣が定めるもの
- 3 機械類であつて、その使用に際してのエネルギーの消費に係る環境への負荷の程度が低いと認められるものとして主務大臣が定めるもの
- 4 専ら1から3までに掲げる製品に使用される主要な部分品として開発され、又は製造される物として主務大臣が定めるもの
- 5 専ら1から3までに掲げる製品とともに使用するために開発され、又は製造される機械類であつて、当該製品の使用に必要なものとして主務大臣が定めるもの
- 三 この法律における「特定事業」の定義を、エネルギー環境適合製品を開発し、又は製造する事業のうち、技術革新の進展に即応した高度な産業技術を利用することにより、技術の水準の著しい向上又は新たな事業の創出をもたらすことが見込まれるものその他の我が国産業活動の発達及び改善に特に資するものとする。

四 この法律における「リース契約」の定義を、対価を得てエネルギー環境適合製品を使用させる契約で

あつて、エネルギー環境適合製品を使用させる期間が三年以上であり、かつ、当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものとする。

五 この法律における「リース保険契約」の定義を、次に掲げる要件に適合する保険契約とすること。

1 エネルギー環境適合製品をリース契約により使用させる事業を行う者（以下「リース業者」という。）が保険料を支払うことを約するものであること。

2 その引受けを行う者が、リース業者が締結したリース契約につき、当該リース業者が対価の支払を受けることができなかつたときに、当該リース業者の請求に基づき、これにより生じた当該リース業者の損害をてん補することを約して保険料を収受するものであること。
（第二条関係）

第三 基本方針

主務大臣は、エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する基本方針を定め、これを公表するものとする。

（第三条関係）

第四 特定事業計画の認定等

一 事業者は、その実施しようとする特定事業に関する計画（以下「特定事業計画」という。）を作成し

、これを主務大臣に提出して、その特定事業計画が相当である旨の認定を受けることができるものとする。

二 主務大臣は、提出された特定事業計画が、これに係る特定事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること等の要件に適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

三 認定を受けた特定事業計画（以下「認定特定事業計画」という。）の認定の取消しについて規定すること。

（第四条及び第五条関係）

第五 株式会社日本政策金融公庫の業務の特例等

- 一 株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）は、指定金融機関（第六の一により指定された指定金融機関をいう。三において同じ。）に対し、認定事業者（第四の一の認定を受けた事業者をいう。以下同じ。）が認定特定事業計画に従って特定事業を実施するために必要な資金の貸付けに必要な資金の貸付け等の業務（以下「特定事業促進円滑化業務」という。）を行うことができるものとする。
- 二 公庫は、特定事業促進円滑化業務を実施するための方針を定め、これに従って特定事業促進円滑化業務を行わなければならないものとする。

三 公庫は、特定事業促進円滑化業務について、指定金融機関と協定を締結し、これに従いその業務を行うものとする。

四 公庫が特定事業促進円滑化業務を行う場合の区分経理等に関し、所要の規定を設けること。

(第六条、第七条、第十一条及び第十七条関係)

第六 指定金融機関の指定等

一 主務大臣は、認定事業者が認定特定事業計画に従って特定事業を実施するために必要な資金を貸し付ける業務のうち、当該貸付けに必要な資金について公庫から貸付けを受けて行おうとするもの(以下「特定事業促進業務」という。)を適正かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有していること等の基準に適合する金融機関を、その申請により、指定金融機関として指定するものとする。

二 指定金融機関としての指定を受けようとする者は特定事業促進業務に関する規程を定めるものとして、ことその他指定金融機関に関し所要の規定を設けること。

(第八条から第十条まで及び第十二条から第十六条まで関係)

第七 需要開拓支援法人

一 経済産業大臣は、エネルギー環境適合製品の需要の開拓のための事業を行うことを目的とする一般社団法人等であつて、二の業務に関し、一定の基準に適合すると認められるものを、その申請により、需要開拓支援法人として指定することができるものとする。

二 需要開拓支援法人は、リース保険契約の引受けを行うこと、エネルギー環境適合製品に関する情報の提供を行うこと等の業務を行うものとする。

三 需要開拓支援法人の業務規程の認可、区分経理、監督命令、指定の取消し等に関し所要の規定を設けること。
(第十八条から第三十二条まで関係)

第八 国の責務

国は、エネルギー環境適合製品に係る規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるとともに、エネルギー環境適合製品の開発又は製造の事業を行う者に対して、必要な施策を総合的に推進するように努めるものとする。
(第三十三条関係)

第九 報告徴収及び立入検査等

報告徴収及び立入検査、主務大臣等について所要の規定を設けること。

第十 罰則

(第三十四条から第三十六条まで関係)

罰則について所要の規定を設けること。

(第三十七条から第四十二条まで関係)

第十一 附則

この法律の施行期日及び見直しに関し必要な規定を設けること。

(附則第一条及び第二条関係)